

高松市コンパクト・エコシティ推進懇談会設置要綱

（設置）

第1条 本市が目指す多核連携型コンパクト・エコシティ（都市機能の集積と市街地の拡大抑制によるコンパクトな都市構造及び人と環境にやさしい公共交通を基軸とした環境共生都市をいう。）の実現に向けた施策の推進に関し、広く市民の意見を聴くため、高松市コンパクト・エコシティ推進懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

（意見聴取事項）

第2条 懇談会の意見聴取事項は、次のとおりとする。

- （1） 多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画に関すること。
- （2） 立地適正化計画に関すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、懇談会の設置目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 懇談会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 本市の区域内の公共的団体等の代表者
- （3） 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 懇談会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は会長が指名する委員をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき

は、その職務を代理する。

（会議）

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

（庶務）

第7条 懇談会の庶務は、都市整備局都市計画課において行う。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

2 この要綱による最初の懇談会の会議及び任期満了後における最初の懇談会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。